

春日井市障害福祉サービス等支給決定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第19条に規定する支給決定について必要な事項を定めるものとする。

(支給決定の勘案事項)

第2条 市長は、支給決定を行うに当たって、次の事項を勘案するものとする。

障害者等の障害程度区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況

障害者等の介護を行う者の状況

障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向

障害者等に関する介護給付費等(法第19条第1項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。)の受給の状況

障害児が現に知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設を利用している場合には、その利用の状況

障害者等が現に精神障害者社会復帰施設を利用している場合には、その利用の状況

障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用の状況

障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況

障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容

障害者等の置かれている環境

障害福祉サービスの提供体制の整備の状況

(支給量)

第3条 支給量は1月を単位として決定するものとし、原則として別表1の基本支給量を限度とする。

2 次に掲げるときのようにより特別の事情があるときは、基本支給量を超える支給量とする。

2人の支援員により介護を行う必要があるとき。

身体障害と知的障害が重複しているとき。

単身者など夜間の見守り等継続的な介護を必要とするとき。

生活環境又は行動障害その他の理由により基本支給量では適切な介護を行うことが困難なとき。

(審査会への意見聴取)

第4条 次に掲げるときには、障害程度区分判定審査会の意見を聴くものとする。

基本支給量の2倍を超える支給量とするよう障害者等から意向が示されたとき。

基本支給量を超える支給量とするよう障害者等から意向が示されたときに、その理由に疑義があるとき。

(支給量の算定)

第5条 居宅介護の支給量は、別表2に掲げる区分ごとに積み上げて算定するものとする。

附 則

この基準は、平成18年12月1日から施行する。

## 別表1

### 【介護給付】

サービスの種類	障害程度区分	基本支給量
居宅介護 (身体介護中心)	区分1	6時間
	区分2	8時間
	区分3	12時間
	区分4	21時間
	区分5	34時間
	区分6	49時間
	障害児	19時間
居宅介護 (家事援助中心)	区分1	16時間
	区分2	20時間
	区分3	29時間
	区分4	55時間
	区分5	87時間
	区分6	125時間
	障害児	49時間
重度訪問介護	区分4	119時間
	区分5	150時間
	区分6	185時間
行動援護	区分3	25時間
	区分4	
	区分5	
	区分6	
	障害児	
重度障害者等 包括支援	区分6	45,500単位 4時間700単位で提供するサービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイ、自立訓練、就労継続支援、就労移行支援)
短期入所	区分1～区分6	7日 但し、地域生活支援事業の日中一時支援と合わせての上限とする
	児童・区分1～ 区分3(従来区分)	
生活介護	区分3～区分6	当該月の日数から8日を控除した日数
療養介護	区分5～区分6	当該月の日数から8日を控除した日数
共同生活介護	区分2～区分6	当該月の日数
児童デイサービス		25日
施設入所支援	区分3～区分6	当該月の日数

### 【訓練等給付】

サービスの種類	基本支給量
自立訓練(機能訓練)	当該月の日数から8日を除した日数
自立訓練(生活訓練)	
就労移行支援	
就労継続支援(A型)	
就労継続支援(B型)	
共同生活援助	当該月の日数

# 別表 2

## 1. 身体介護

項目	区分6		区分5		区分4	
	1回の介助時間	1週間の介助回数	1回の介助時間	1週間の介助回数	1回の介助時間	1週間の介助回数
1. 排泄	30分	21回	30分	14回	20分	14回
2. 食事	60分	21回	60分	14回	50分	12回
3. 入浴	60分	3回	60分	2回	60分	2回
4. 洗面等	20分	7回	15分	7回	15分	5回
5. 整容	20分	7回	15分	7回	15分	5回
6. 衣服着脱	30分	7回	25分	6回	20分	5回
7. 寝返り	10分	21回	10分	14回	10分	10回
8. 移動	15分	14回	15分	10回	10分	10回
9. 起き上がり	15分	14回	15分	10回	10分	10回
10. 服薬	10分	14回	10分	10回	10分	7回

項目	区分3		区分2		区分1	
	1回の介助時間	1週間の介助回数	1回の介助時間	1週間の介助回数	1回の介助時間	1週間の介助回数
1. 排泄	20分	8回	15分	7回	15分	6回
2. 食事	50分	7回	50分	5回	50分	4回
3. 入浴	50分	2回	50分	1回	50分	1回
4. 洗面等	10分	4回	10分	3回	10分	2回
5. 整容	10分	4回	10分	3回	10分	2回
6. 衣服着脱	20分	3回	15分	3回	10分	3回
7. 寝返り	10分	6回	10分	4回	10分	3回
8. 移動	10分	6回	10分	4回	10分	3回
9. 起き上がり	10分	6回	10分	4回	10分	3回
10. 服薬	10分	4回	10分	3回	10分	2回

## 2. 家事援助

項目	1回の介助時間	1週間の介助回数
1. 掃除	60分	2回
2. 洗濯	45分	2回
3. 衣類の整理・補修	20分	1回
4. 調理	60分	7回
5. 買い物	60分	2回
6. 金銭管理	30分	1回